

会 議 録

会議録	平成25年度 第2回 長洲町教育委員会会議		
招集年月日	平成25年4月25日(木)		
招集場所	長洲町役場第一委員会室		
出席者	大山委員長・木下委員・松岡委員・伊津野委員・今村教育長		
職務説明責任者	松本学校教育課長、山隈生涯学習課長、荒木学校教育課長補佐、北野生涯学習課長補佐		
会議録作成者	荒木学校教育課長補佐を指名		
会 議	日程番号	事件番号	事件内容
	第 1		議事日程について
	第 2		会議録署名委員の指名について
	第 3	議案第1号	長洲町スポーツ推進委員の委嘱について
	第 4	議案第2号	長洲町社会教育委員の委嘱について
	第 5	議案第3号	長洲町放課後子ども教室推進事業のコーディネーター及び安全管理員の委嘱について
	第 6	議案第4号	長洲町地域教育コーディネーター育成・活用事業の地域教育コーディネーターの委嘱について
	第 7	議案第5号	長洲町学校・地域連携運営委員会委員の委嘱について
	第 8	議案第6号	長洲町就学指導委員会委員の委嘱について
	第 9	議案第7号	学校評議員等の委嘱について
	第10	報告第3号	心の教室相談員の任用について
	第11	報告第4号	学校教育推進員の任用について
	第12	報告第5号	学校学習支援員の任用について
	第13	報告第6号	特別支援教育支援員の任用について
	第14	報告第7号	児童生徒学習支援員の任用について

第15	報告第8号	児童生徒自立支援員の任用について
第16	報告第9号	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価について
第17	報告第10号	生徒指導について (非公開)
第18	報告第11号	平成25年度県指定フッ化物洗口推進モデル校の推薦について
第19	報告第12号	平成25年4月町内校長会会議について (非公開)
第20	報告第13号	小中学校における部活動等について
第21	報告第14号	平成24年度学校関係者評価及び学校評議員活動報告について
第22	報告第15号	建設経済文教常任委員会への報告について (非公開)
第23	協議第2号	九州看護福祉大学との協定について
第24	協議第3号	教育ながすの掲載依頼について
第25	協議第4号	校区懇談会について
第26	協議第5号	学校給食における食物アレルギーについて
第27	協議第6号	コミュニティ・スクールについて

会議録

委員長：本日は、出席委員が定数に達しておりますので、この会議は成立します。それでは、平成25年度第2回教育委員会会議を開会いたします。あらかじめお諮りします。会議の議題は事前に通知したとおりでよろしいか伺います。次に会議の順序を変更したいと思います。日程番号第17報告第10号、日程番号第19報告第12号、日程番号第22報告第15号は個人情報等に関する問題となるので非公開議案とし最後に審議したいと思います。よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：それでは、日程番号第3議案第1号から日程番号第16報告第9号までと日程番号第18報告第11号と日程番号第20報告第13号から日程番号第21報告第14号までと日程番号第23協議第2号から日程番号第27協議第6号を順に行い最後に、日程番号第17報告第10号、日程番号第19報告第12号、日程番号第22報告第15号を非公開として順序を変更したいと思います。よろしいですか。

各委員：異議なし。

委員長：日程番号第1、議事日程について、本日1日間とします。よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：日程番号第2、会議録署名委員の指名について、伊津野委員を指名します。

委員長：日程番号第3、議案第1号 長洲町スポーツ推進委員の委嘱について、説明をお願いします。

山隈課長：議案第1号 長洲町スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。このことについて別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の承認を求めます。平成25年4月25日提出、長洲町教育長今村義隆です。提案理由でございます。長洲町スポーツ推進委員に不足が生じており、新たに委員を委嘱する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。任期は平成26年3月31日までの残任期間とする。次のページをお願いします。(以下 別紙にて説明)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：この方は専門の競技などをされているのでしょうか。

山隈課長：この方につきましては、スポーツ推進委員会の吉田会長より推薦していただきました。具体的に何をされているのかは確認できておりません。年齢は20歳でございます。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第3、議案第1号 長洲町スポーツ推進委員の委嘱について、この件は承認いたします。

委員長：続きまして、日程番号第4、議案第2号 長洲町社会教育委員の委嘱について、説明をお願いします。

山隈課長：議案第2号 長洲町社会教育委員の委嘱についてでございます。このことについて別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の承認を求めます。平成25年4月25日提出、長洲町教育長今村義隆です。提案理由でございます。長洲町社会教育委員に異動が生じたため、

後任を選出する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。任期は平成26年3月31日までの前任者の残任期間とする。次のページをお願いします。(以下 別紙にて説明)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：これは長洲町の小中学校の校長会の会長が選任されるのでしょうか。

山隈課長：はい。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第4、議案第2号 長洲町社会教育委員の委嘱について、この件は承認いたします。

委員長：はい、それでは、日程番号第5、議案第3号 長洲町放課後子ども教室推進事業のコーディネーター及び安全管理員の委嘱について、説明をお願いします。

山隈課長：議案第3号 長洲町放課後子ども教室推進事業のコーディネーター及び安全管理員の委嘱についてでございます。このことについて別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の承認を求めます。平成25年4月25日提出、長洲町教育長今村義隆です。提案理由でございます。長洲町放課後子ども教室推進事業に係る、コーディネーター及び安全管理員の任期満了(平成25年3月31日)に伴いコーディネーター及び安全管理員を選出する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。次のページをお願いします。(以下 別紙にて説明)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：コーディネーターはそれぞれ1名ずつのようですが、安全管理員というのは何名と決まっていますか。

山隈課長：コーディネーターの方は各学校にそれぞれ1名ですが、安全管理員の方は各学校何名とは決まっています。

委員長：費用が発生するのですか。

山隈課長：はい。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第5、議案第3号 長洲町放課後子ども教室推進事業のコーディネーター及び安全管理員の委嘱について、この件は承認いたします。

委員長：はい、それでは、日程番号第6、議案第4号 長洲町地域教育コーディネーター育成・活用事業の地域教育コーディネーターの委嘱について、説明をお願いします。

山隈課長：議案第4号 長洲町地域教育コーディネーター育成・活用事業の地域教育コーディネーターの委嘱についてでございます。このことについて別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の承認を求めます。平成25年4月25日提出、長洲町教育長今村義隆です。提案理由でございます。長洲町地域教育コーディネーター育成・活用事業に係る、地域教育コーディネーターの任期満了(平成25年3月31日)に伴いコーディネーターを選出する必要

がある。これが、この議案を提出する理由である。次のページをお願いします。(以下 別紙にて説明)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：各学校でコミュニティスクールが導入されてくると当該活動がどのようなつながりになっていくのか検討も必要になってくると思いますのでよろしくをお願いします。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第6、議案第4号 長洲町地域教育コーディネーター育成・活用事業の地域教育コーディネーターの委嘱について、この件は承認いたします。

委員長：はい、それでは、日程番号第7、議案第5号 長洲町学校・地域連携運営委員会委員の委嘱について、説明をお願いします。

山隈課長：議案第5号 長洲町学校・地域連携運営委員会委員の委嘱についてでございます。このことについて別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の承認を求めます。平成25年4月25日提出、長洲町教育長今村義隆です。提案理由でございます。長洲町学校・地域連携運営委員会委員の任期満了（平成25年3月31日）に伴い委員を選出する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。次のページをお願いします。(以下 別紙にて説明)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第7、議案第5号 長洲町学校・地域連携運営委員会委員の委嘱について、この件は承認いたします。

委員長：はい、それでは、日程番号第8、議案第6号 長洲町就学指導委員会委員の委嘱について、説明をお願いします。

松本課長：議案第6号 長洲町就学指導委員会委員の委嘱について、このことについて別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の承認を求めます。平成25年4月25日提出、長洲町教育長今村義隆です。提案理由でございます。長洲町就学指導委員会委員に異動が生じたため、後任を選出する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。次のページをお願いします。(以下 別紙にて説明)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：委員の中で学校の教諭の先生は特別支援の先生ですか。

松本課長：はい。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第8、議案第6号 長洲町就学指導委員会委員の委嘱について、この件は承認いたします。

委員長：はい、それでは、日程番号第9、議案第7号 学校評議員等の委嘱について、説明をお願いします。

松本課長：議案第7号 学校評議員等の委嘱について、このことについて別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。平成25年4月25日提出、長洲町教育長今村義隆です。提案理由でございます。学校評議員等に異動が生じたため、後任を選出する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。次のページをお願いします。(以下 別紙にて説明)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

木下委員：人選は学校からの推薦ですか

松本課長：はい。学校からの推薦です。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：ご異議ございませんか。

各委員：異議なし。

委員長：異議なしと認めます。よって、日程番号第9、議案第7号 学校評議員等の委嘱について、この件は承認いたします。

委員長：はい、それでは、日程番号第10、報告第3号 心の教室相談員の任用について、説明をお願いします。

松本課長：報告第3号 心の教室相談員の任用について、このことについて別紙のとおり報告します。平成25年4月25日、長洲町教育長今村義隆です。次のページをお願いします。(以下 別紙にて報告)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：腹栄中学校の相談員が変わられた経緯は。

松本課長：詳しい理由までは聞いておりませんが、ご自分から辞退したい旨の申し出がありました。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：はい、それでは、日程番号第11、報告第4号 学校教育推進員の任用について、説明をお願いします。

松本課長：報告第4号 学校教育推進員の任用について、このことについて別紙のとおり報告します。平成25年4月25日、長洲町教育長今村義隆です。次のページをお願いします。(以下 別紙にて報告)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：はい、それでは、日程番号第12、報告第5号 学校学習支援員の任用について、説明をお願いします。

松本課長：報告第5号 学校学習支援員の任用について、このことについて別紙のとおり報告します。

平成25年4月25日、長洲町教育長今村義隆です。次のページをお願いします。(以下別紙にて報告)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：はい、それでは、日程番号第13、報告第6号 特別支援教育支援員の任用について、説明をお願いします。

松本課長：報告第6号 特別支援教育支援員の任用について、このことについて別紙のとおり報告します。平成25年4月25日、長洲町教育長今村義隆です。次のページをお願いします。(以下 別紙にて報告)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：まだ、決まっていないところを教えてください。

松本課長：六栄小学校と清里小学校に1名ずつでございます。今現在も毎日各関係機関から協力いただきながら探しているところです。委員の皆様からも情報があればよろしくお願いたします。

教育長：現在玉名教育事務所の管理主事の方から毎日のように紹介をいただいております。そして、その都度連絡をしておりますが、連絡のついた方はもうすでに仕事を始めておられました。また、一人面接にお見えになりました。その後両校長先生にご相談しましたが、お願したい学級の実態を考えるともししばらく待つてみるとの返事でしたので、再度各方面の方にお願して探しているところです

松本課長：今回も緊急雇用ですので、過去にどこかの市町村で1回でも任用されていれば雇用できませんので、そのような条件からもなかなか見つからない状況です。

委員長：先日、清里小学校の1年生の授業参観を拝見しましたが1年生の児童が授業中まったく椅子に座ってられない、教室だけでなく外にまで出て行っていました。お母さんも制御できない状況でした。先生が一人その児童について回らざるを得ない状況だったので、大変だと思います。また、各先生方の学校への振り分けはどのように行ったのですか。

松本課長：面接を行って、先生のお住まいの地域や、今までの経験等を考慮し学校とも調整したうえで決定しました。

委員長：腹赤小学校は2名配置されているが、六栄小学校と清里小学校はいないというのはなぜかかと思いました。そうせざるを得なかったのですか。

教育長：腹赤小学校は学校からの強い希望で先生を選任しております。また、専門的な知識のある先生を希望されておりました。たくさんの条件を満たすためにどうしても必要でした。また、腹赤小学校は5名の情緒の方がおられますので、どうしても2名の配置が必要でした。支援の先生が赴任されたことで生徒たちは落ち着いた学習ができています。六栄小学校と清里小学校については、現在ほかの先生方に対応していただいております。2名配置しているところは緊急を要したわけです。

委員長：清里小学校は児童生徒学習支援員の方が1名おられますのでまだいいですね。

教育長：はい。今年は重点的に清里小学校には教師の異動をお願いしておりました。また、先ほど

の児童に関しても先生が1名ついておりますので、安全面も確保されていると思います。腹赤小学校は子どもの安全面への配慮もあり今回の先生の配置になりました。六栄小学校、清里小学校の校長先生も、履歴書などを拝見になりもう少し検討しますということでした。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：はい、それでは、日程番号第14、報告第7号 児童生徒学習支援員の任用について、説明をお願いします。

松本課長：報告第7号 児童生徒学習支援員の任用について、このことについて別紙のとおり報告します。平成25年4月25日、長洲町教育長今村義隆です。次のページをお願いします。
(以下 別紙にて報告)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：はい、それでは、日程番号第15、報告第8号 児童生徒自立支援員の任用について、説明をお願いします。

松本課長：報告第8号 児童生徒自立支援員の任用について、このことについて別紙のとおり報告します。平成25年4月25日、長洲町教育長今村義隆です。次のページをお願いします。
(以下 別紙にて報告)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

伊津野委員：6校すべての学校を回られるのですか。

教育長：原則的には6校ですが、主に中学校を重点的にお願いしております。今週は腹赤中学校の要請を受けて腹赤中学校にいていただいております。来週は長洲中学校というように計画的に回っていただいております。今家庭訪問の時期ですので、できるだけ家庭の方に行っていただいております。不登校の生徒が中学校に数名いますので、それをとにかくゼロにしてほしいということをお願いしております。たとえば女子生徒の場合は料理教室をしてもいいし、学校以外の場所でも校長先生の許可を得たうえで家庭から出て、いろいろな体験をできる場所で学ぶようなこともいいのではないかと、お願いしております。たくさんの方と触れ合いながらいろいろなことを体験し、規則正しい生活を取り戻せるようになればいいと思っております。そうすることによって、学校へ行って学習できるようになればいいと思っております。最終的には進路が十分考えられるようになることが大事だと思います。

委員長：基本的には勤務時間は1日6時間ですか。

松本課長：5時間45分です。基本は午前8時30分から午後3時15分までです。また、学校の要請に合わせてその枠内で調整していただいております。

委員長：いつか生徒たちの様子などをお聞かせいただく場を設けていただきたいと思います。

教育長：ぜひ、そのような機会を設けさせていただき、ご指導を賜りたいと思います。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：はい、それでは、日程番号第16、報告第9号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価について、説明をお願いします。

松本課長：報告第9号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価について、このことについて別紙のとおり報告します。平成25年4月25日、長洲町教育長今村義隆です。次のページをお願いします。(以下 別紙にて報告)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

松本課長：両委員からご意見をいただいておりますが、いただいたご意見は反映していきたいと考えておりますし、今後、他市町村を参考にして内容等見直したいと考えております。また、評価の時期等も検討が必要かと考えていますのでご意見等お願いいたします。

委員長：評価委員の任期についても年度末となっているので、どうかと思います。

松本課長：そのようなご意見も踏まえて検討をしていきたいと思います。

木下委員：内容等についての見直しをするということについては、賛成です。また、評価委員はどういう方法で評価を行っているのですか。

松本課長：資料を事前に委員の方にお渡しいたします。そして、評価の当日に再度説明して評価していただいております。

松本課長：他の市町村の評価も基本的には関係書類を参考にし、いろいろな説明等も聴取されたうえで評価されているようです。実際に全校を回っての評価というのは難しいと思いますし、そもそもこれは教育委員会の活動に対しての評価でありますので、個々の学校現場に対してのものではありません。学校は学校の評議員さんや関係者評価がありますので、そちらでの評価ということになると思います。

木下委員：今後検討しなくてはならないようないろいろな提案をされているので、私は今回の評価は、非常に参考になりました。ただ、山本先生の道德教育に対する評価で少しずれがあるように感じました。

委員長：ご指摘の部分は「夢の教室」に対しての評価ですが、「夢の教室」はスポーツ界の超エリートの方をお招きしての話なので、それと現実はかけ離れているのもっと現実に近い職業の方にも話を聞いたらどうだろうかという話の中での指摘なので、道德教育に対する評価ではないと思います。

委員長：評価委員の先生をお願いする時期をもう少し早くした方がいいのではないかと思います。

松本課長：評価委員の先生をもう少し早くに選任することはできます。また、先にもお話ししたとおり今後見直しを考えておりますので、今までとどう変わったかを評価していただくためにも現在の委員さんにあと何年かはお願いした方がいいのではないかと思います。

委員長：私もそう思います。2年目の評価も非常に一生懸命考えていただいて、提言していただいておりますので、非常にいいと思っております。ご提案いただいたところを反映していますというのも見えていただきたいのでぜひ続けていただきたいと思います。

松本課長：継続していただくように打診してよろしいでしょうか。

各委員：お願いします。

松本課長：それから今度の評議員及び関係者評価委員の研修会では山本先生に講演をお願いしたいと思いますが合わせてご検討をお願いします。

各委員：はい。山本先生にお願いしてください。

木下委員：今回の提言について今後検討するのですね。

委員長：提言を踏まえて教育委員の勉強会を開催してもいいと思います。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：はい、それでは、日程番号第18、報告第11号 平成25年度県指定フッ化物洗口推進モデル校の推薦について、説明をお願いします。

松本課長：報告第11号 平成25年度県指定フッ化物洗口推進モデル校の推薦について、このことについて別紙のとおり報告します。平成25年4月25日、長洲町教育長今村義隆です。次のページをお願いします。(以下 別紙にて報告)

松本課長：町全体の当該事業の推進につきましては、福祉保健介護課が行いますので、協議しながらまた、町長とも再確認を行いながら推進して参りたいと思います。また、モデル校につきましては清里小学校ということで推薦状を提出しております。当事業には10万円の補助がありますが、今度の6月補正予算で計上したいと考えております。通常のフッ化物洗口に必要な費用は福祉保健介護課で計上していただきます。今回学校教育課では、あくまでもモデル校事業としての予算を計上する予定です。

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

木下委員：今回のモデル校は長洲町内で1校ということですか。

松本課長：はい。

木下委員：先の報告のとおり福祉保健介護課とは調整は進んでいるのですか。

松本課長：町長、副町長同席で福祉保健介護課と今週明けに協議を行いました。町長は以前福祉保健介護課に課題を出していたが、クリアできたのかとお尋ねになりました。福祉保健介護課ではできましたということで、書面を提出してもらえば町として推進していくということでした。その中で清里小学校がモデル校として頑張ってくださいとのことでした。

委員長：課題というのは。

松本課長：医師会の方です。

委員長：医師会はOKではなかったのですか。

松本課長：医師会は管理・監督ということで協力するというを書面でほしいということになっておりました。しかし、まだ、提出されてないでしょうというのが町長のご指摘でしたのでそのことを福祉保健介護課の方に確認されました。学校までどうやって、物を届けるのかのフローチャートを福祉保健介護課に作成を依頼しております。

委員長：福祉保健介護課と教育委員会がどのような関係で進めていくのか確認したいと思いますが。

松本課長：詳細は今からの協議になります。

委員長：手順の確認をする必要があると思います。薬品の調合から子どもたちが洗口するまでの具体的な流れとその計画をどこがたてるのかなどの協議ができてから保護者への説明会を開くというのが流れだと思います。そしてモデル校は清里小学校だけど、他の学校も同時に進めていくのか等をよく協議しておく必要があると思います。

松本課長：進め方としては、他の学校に対しても保護者向けの説明会を福祉保健介護課が主導で行う、予算も福祉保健介護課になります。当然学校との調整等学校教育課としても一体となって進めていきます。その他の詳細は今からの協議になります。また、町長としては学校の先生方の負担ができるだけ少ない方法で進めてほしいとの指示はありますが、児童生徒の中にはフッ化物洗口をしない方もおられると思いますので、それは先生方でないと把握が難しいと思います。その辺は先生方のご協力が必要だと考えます。

委員長：当然町として推進していくのだから、予算等は福祉保健介護課だと思いますが、福祉保健介護課を差し置けば計画はできないので、協力して計画をたてていただきたいと思います。

教育長：早い時期から計画をたてる必要があると思います。実施は10月ぐらいになるのではと考えていますので、たとえば玉東町にいて玉東町の実施方法を参考にしたり、どのような課題があるかなどを勉強するのも一つの方法だと思います。

木下委員：学校には説明はしてあるのですか

教育長：各学校長には話はしております。しかし、中には反対の方もおられるようですが、その方々に対応するのは私に対応します。そのような方々に対応するためにも早くから計画をたてていろんな情報を収集していかないといけないと思っております。

木下委員：長洲町で反対の講演会があっているようですが。

委員長：その時の話は、害があるかないかわからないから反対ということで、害があるから反対ということではなかったですね。害があるかないかわからないものを口にするのに不安があるということでした。

木下委員：インターネットの情報を見れば反対意見があります。もちろん賛成意見もあっておりますし、私も両方の意見を見ているのですが、そのようないろいろな意見に対しての対応が必要になると思います。

委員長：いろいろな意見がありますが、福祉保健介護課と協力して進めていくことが必要だと思いますので、よろしくお願いします。

教育長：私たちだけの力では難しい部分も多いのでいろいろな方からご協力いただいて進めていきたいと思います。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：はい、それでは、日程番号第20、報告第13号 小中学校における部活動等について、説明をお願いします。

教育長：報告第13号 小中学校における部活動等について、このことについて別紙のとおり報告します。平成25年4月25日、長洲町教育長今村義隆です。次のページをお願いします。

(以下 別紙にて報告)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：部活動と社会体育の区別はちゃんとできているのですか。

教育長：原則的には部活動は4年生以上です。しかし、子どもがやりたければ2年生からでも3年生からでも社会体育としてPTA会長等と協議して行ってもいいと思っております。

委員長：部活動の際の送迎について、何らかの事故があった時保険等ははどうなっていますか。

教育長：日本スポーツ振興センターの保険や県のPTA災害見舞金制度にも加入を進めています。

委員長：その範囲内での保障はあるわけですね。

教育長：はい。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：はい、それでは、日程番号第21、報告第14号 平成24年度学校関係者評価及び学校評議員活動報告について、説明をお願いします。

松本課長：報告第14号 平成24年度学校関係者評価及び学校評議員活動報告について、このことについて別紙のとおり報告します。平成25年4月25日、長洲町教育長今村義隆です。次のページをお願いします。(以下 別紙にて報告)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

木下委員：様々な意見があっているようですが今回の評価を受け学校は検討を行うのでしょうか。

教育長：はい。行います。

委員長：今後各学校はこの内容をホームページに掲載するのですか。

教育長：はい。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：よろしいですか。

各委員：はい。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：はい、それでは、日程番号第23、協議第2号 九州看護福祉大学との協定について、説明をお願いします。

山隈課長：協議第2号 九州看護福祉大学との協定について、別紙について、協議方お願いします。平成25年4月25日、長洲町教育長今村義隆です。次のページをお願いします。(以下 別紙にて説明)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

木下委員：以前地域ボランティアで学習活動等を大学生に応募を募ったことがあったが、応募がなかったもので、今回のような協定が実現できればいいことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

委員長：今、放課後子ども教室では、宿題などをするときの指導を先生が行っていますが、今回の協定が実現できれば先生方の負担も軽減できると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。それから、協定書(案)第4条の(5)に留学生の件がありますが、現在留

学生が在学しておられるのでしょうか。

山隈課長：今回の協定書（案）は玉名市の協定書をそのまま修正等行わず（案）という形でお示ししております。具体的な内容等については、協議を行っておりませんのでお尋ねの件についてははっきりとした情報を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

委員長：留学生が在学していれば国際交流という側面からもぜひ協力いただきたいですね。

木下委員：九州看護福祉大学の教育実習の受け入れも検討いただいているのではないかと、将来的には各学校へ要請なども今回の協定の延長線上にあっているのではないかと思います。

教育長：今の件については、関係機関と協議してまいります。

委員長：今回の協定が実現できれば、大学にお願いするばかりでなく長洲町教育委員会としてできることは協力していこうと思います。

松岡委員：放課後子ども教室ばかりではなく、夏休みサマースクール等にもぜひ協力いただきたいと思います。

山隈課長：今回の連携協定の中で九州看護福祉大学と協議を重ねていきたいと思います。

教育長：今建浜地区で公民館を利用して夏に勉強会等を開催しようかというお声もあって聞いておりますので、そのようなご相談がPTAなどからあれば承りたいと考えております。

山隈課長：今回の協定の件は、本年度から協定に向けての具体的な協議を行って参りますので、その状況により当委員会に報告等を行いながら進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

委員長：はい、本件については、前向きに進めるということでよろしいでしょうか。

各委員：はい。

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：はい、それでは、日程番号第24、協議第3号 教育ながすの掲載依頼について、説明をお願いします。

松本課長：協議第3号 教育ながすの掲載依頼について、別紙について協議方お願いします。平成25年4月25日、長洲町教育長今村義隆です。次のページをお願いします。（以下 別紙にて説明）

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：よろしいですか。

各委員：はい

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：はい、それでは、日程番号第25、協議第4号 校区懇談会について、説明をお願いします。

教育長：協議第4号 校区懇談会について、別紙について協議方お願いします。平成25年4月25日、長洲町教育長今村義隆です。次のページをお願いします。（以下 別紙にて説明）

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：一昨年の案内の時に何の目的で懇談会を開催するのか、よく解らないとのご意見をいただきましたので、ある程度わかりやすく書いて通知をした方がいいのではと思いました。大枠として長洲の教育について説明し、その中でコミュニティ・スクールの件について、少し時間を割いて説明したいと考えました。別紙に修正を加えて学校名のみを修正したものを各学校に周知してほしいと思います。

伊津野委員：この懇談会ではコミュニティ・スクールに関してはその内容にまで言及するのですか。

教育長：はい。学校の方で説明していただきます。

委員長：校区懇談会は夏休み前までにはすべての学校で終了するように調整をお願いします。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：よろしいですか。

各委員：はい

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：はい、それでは、日程番号第26、協議第5号 学校給食における食物アレルギーについて、説明をお願いします。

松本課長：協議第5号 学校給食における食物アレルギーについて、別紙について協議方お願いします。平成25年4月25日、長洲町教育長今村義隆です。次のページをお願いします。(以下 別紙にて説明)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：個別の対応を行っているのですか。

前嶋参事：個別の除去食での対応は難しいのが現状です。別紙にあるように、保護者に対して調査をし事前に情報を把握しております。また、予め週1回アレルギー表示の入った献立表を配布しておりますので、それをもとに保護者の方で判断していただいております。また、単体の食品に関しましても別表の代替食品摂取確認一覧表を予め保護者に記入していただいております。また、各学校の先生方の役割分担もお示ししております。牛乳やパン等アレルギーがある方は、その物を停止することができます。停止した分の給食費は後日計算し返金しております。

木下委員：今回の資料を見てこんなにアレルギーの児童生徒がいるのに驚いています。また、この対応は非常に複雑で大変だと思いますがよろしくをお願いします。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：よろしいですか。

各委員：はい

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：はい、それでは、日程番号第27、協議第6号 コミュニティ・スクールについて、説明をお願いします。

教育長：協議第6号 コミュニティ・スクールについて、別紙について協議方お願いします。平成25年4月25日、長洲町教育長今村義隆です。次のページをお願いします。(以下 別紙にて説明)

委員長：今の件について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員長：コミュニティ・スクールは校区懇談会を開催して、その後に各学校で具体化していくということがいいんですね。

教育長：はい。

委員長：ほかにご質問はございませんか。

委員長：よろしいですか。

各委員：はい

委員長：それでは、この件はこれで終わります。

委員長：日程番号第17報告第10号、日程番号第19報告第12号、日程番号第22報告第15号は個人情報等になりますので、関係者以外の方は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定及び先の決議により非公開としますので退席してください。
(非公開)

委員長：では、これで本日の全日程を終了します。